

# 保険法と市民生活

## —生命保険と相続を中心に—

### 講演の内容

日本では、世帯の9割が何らかの生命保険に加入しており、生命保険は市民生活に浸透しています。しかし、保険が相続とも深い関わりがあることは意外と知らないのではないかと考えられます。本講演では、①保険金受取人が単に「相続人」と指定された場合の解釈、②遺言による保険金受取人の変更を巡る諸問題、③保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合の相続関係について、事例をもって保険法、民法等に基づいて説明します。

講師 放送大学教授(社会と産業コース)

李 鳴 氏

日時 3月11日(土)  
14:00~16:00

会場 茨城県立図書館  
視聴覚ホール



受講申込:お電話にて放送大学茨城学習センターに直接お申し込みください。

TEL: 029-228-0683

オンライン配信(Zoom)をご希望の方は、電話でのお申込み後メールにてその旨お申し出ください。

定員: 160人(先着順)

申込締切: 3月4日(土)

その他: 来場の際は、マスクの着用をお願いします。

※できるだけ公共交通機関を利用してください。

お車の場合は、三の丸庁舎(旧県庁舎)駐車場を利用してください。

主催 放送大学茨城学習センター TEL: 029-228-0683 Eメール: ibaraki-sc@ouj.ac.jp

茨城県立図書館

TEL: 029-221-5569